

建武政権の法制：内閣文庫本「建武記」を素材として

森，茂暁

<https://doi.org/10.15017/2232303>

出版情報：史淵. 116, pp.29-58, 1979-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



建武政權の法制

―内閣文庫本「建武記」を素材として―

森

茂 暁

一 はじめに

二 「建武記」の伝本・成立

三 雑訴決斷所の条規

四 所領安堵・遵行の方式

五 小 結

一 はじめに

建武政權の評価は日本中世史を理解する上で避けて通りにえない重要性を持っているが、その存続期間がみじかく、関係史料が乏しかつ類型的であるため、どの研究書を播いても書かれた内容はさほどちがわない。しかし、近来、ようやく建武政權の政策、後醍醐天皇の政治志向の問題に照準を合わせた研究があらわされ、新しい視座が築かれた感がある。私は、この政權の性格を充分に理解するには、政策・理念・実態に即した具体的事実の究明作業がまだ不足していると考ええる。

「建武記」は、まさに質・量ともに建武政權研究のための根本史料にして、特にその法制関係の部分は他の追隨を許さない一等史料と言ってよい。本稿は以上の視点から、「建武記」の史料的特質を明らかにすることによって、政

治政策の立案・施行を通じた政治過程を具体的に分析することを主眼とする。『群書解題』十九に載せた上横手雅敬氏の解説文以外本書を対象とした本格的研究は皆無といつてよい。

二 「建武記」の伝本・成立

『国書総目録』第三卷・「建武記」の項によれば、別称（「建武二・三年記」「建武二年記」「建武年間記」）を含めて十余種を掲出している。⁽¹⁾ 活字本は『定改史籍集覧』・『群書類従雑部』・『大日本史料』第六編に収録されている。「建武二年記」は「建武記」の摘録（建武元年三月、改元詔・同年五月七日、武者所可存知条々、恩賞方番文、記録所寄人交名、二条河原落書）であるが、外題どおり建武二年の記事のみを含むものではない。諸本の系統としては、内閣文庫本（旧甘露寺家本）、上野図書館所蔵本（屋代弘賢の輪池叢書本、『大日本史料』はこれを採用）があり、『定改史籍集覧』所収「建武二年記」は後者を底本とする。⁽²⁾

諸本の語句の異同や伝来の経緯とかいった厳密な意味での書誌学的研究は後日の課題として残し、本稿では、先年披見する機会を得た内閣文庫本をもとに考察を進めていきたい。内閣文庫には、それぞれ「建武記全」（30冊×21冊、墨付36丁）、「建武二年記」（27・5冊×19・2冊、墨付同）と墨書された二冊の写本が架蔵されている。この二本を比較すれば、全く同内容で、ただ、本文・奥書のあとに、

或人秘蔵之舊本被拝借之間、如形敷写了

という一行が前者に付されている点が相違するのみである。筆は異なるがいずれも近世の書写と思われる、或いは「或人」が「拝借」した「秘蔵之舊本」が後者であり、これがのちに返却されたため、二冊となったのかもしれない。

本書の奥書によれば、本書は本来、町野淳康が太田氏より相伝し来った類跡の中の一冊であること、応仁兵乱の時、それらを預け置いた一条猪熊の禅住坊の文庫で少々の冊数が紛失したが、平数秀が思いがけず得た一本が本書で

あること、清原元定はこれを借りて書写したが、山城朝議大夫判官政行が切望したので、やむなく手放し、再び書写したこと、などが知られる。

これに付随して、若干の点を補足しよう。

(一)町野と太田はともに三善氏の一族で、室町期、両氏は幕府の間注所執事に任じたが、次第に町野が優勢となった。太田康有・時連（法名道大）父子はそれぞれ鎌倉幕府の公務日記「建治三年記」・「永仁三年記」を書き残した。奥書にみえる町野淳康は、寛正二（一四六二）年頃の町野家当主であった。⁽³⁾

(二)対馬守平数秀は松田氏で、寛正六（一四六五）年、明応三（一四九四）年にかけて室町幕府奉行人として活動している。⁽⁴⁾

(三)朝議大夫（正五位下の唐名）山城判官政行は文明末、長享頃の史料にみえる奉行人二階堂政行と考えられる。⁽⁵⁾

(四)朝散大夫（従五位下の唐名）清原元定は宝徳二（一四五〇）年、明応八（一四九八）年にかけて奉行人であり、また「永仁三年記」（筑波大学所蔵）を文明年間に書写した人物である。その奥書は次のとおりである。⁽⁷⁾

右記録者、太田累代之家記也、而町野加賀前司淳康相伝之、此一冊其内也、竊令借用書写畢、

文明壬寅二月念己未之日功訖（十四年）
自正朔至八廿五、
十六枚也

朝議大夫元定

この奥書は「建武記」の成立を考える上で参考になる。おそらく、清原元定が同僚の松田教秀から借りて「建武記」を書写したのも文明年間であつたらう。

(五)いまひとつ、付け加えるべきものは、『続群書類従』三一輯下に収める「雑訴決断所結番交名」（建武元年八月）の奥書である。

建武元年八月文書者、建武年間記之奥書所謂禪住坊之蔵、散失之内歟、今年於江州民家購得之、（下略）

文政三年春三月

大和前司経徳

即ち、この交名は本来、「建武記」と出所を同じくする同系統の文書だと記している。この言は、おそらく妥当な推測であろう。従つて当交名の書写と「建武記」の編纂は、おそらく同一人の手によってなされた可能性が高い。以上の伝来の経緯をふまえて、「建武記」原本の成立と編者の問題に移ろう。推定の手懸りの一つは、本書最末尾に載せられた雑訴決断所牒写である。

雑訴決断所牒 安芸国衙

松田平内左衛門入道性秀申志道村事、

右、近隣悪党井土民等令押領云々、早可沙汰居性秀代官者、以牒、

建武元年四月七日

（花押影）
明法博士中原朝臣判

左少弁藤原朝臣判（花押影）

押紙云、奉行津戸出羽権守入道々々元此押紙貞秀筆也、

近隣の悪党・土民の濫妨を停止し、安芸国志道村を松田性秀の代官に渡付せよという内容である。松田性秀は室町期に活躍する松田氏、上判の左少弁藤原朝臣は当時の他の正確な史料から推して、高倉光守であろう。又、押紙の津戸道元は鎌倉幕府以来の奉行人、貞秀とは松田貞秀をいっただけのものであろう。

上横手氏は、前掲解題の中で、

（これが）最後に置かれているのは、この決断所牒が、松田性秀なり、安芸国志道村なりの特定のものに關係する点で、自余と異なる故であつて、あるいは本書の編者と、この牒の伝来所有者とは、何等かの關係があつたのかも
しれない。

と指摘した。本書は日記でなく、編纂物であることが、編者の推定を困難にしているが、結論的に私は、「永仁三年

「記」の記主太田道大（時連）あたりが妥当ではないかと考える。その理由は第一に、本書が「自太田流、相伝類跡」（奥書）、つまり、鎌倉期より幕府の問注所執事として、文筆系吏僚の誉高く、その実績と伝統を誇る太田家の蔵書であったこと、第二に、本書記載記事の中で雑訴決断所関係のものがひととき重い比重を占めていること、従って編者は、それらの材料を収集しうる立場から考えて決断所衆であった可能性が高いこと⁽¹⁾、第三に、本書の編纂は「武家宿老、故実者」（『園太暦』康永四年二月十日没年条）と讃えられた太田道大にふさわしい事蹟であること、などである。道大の享年七十七歳（『師守記』同日条の頭書）から逆算すると、室町幕府に仕え始めた時期は七十歳前後という、まさに武家の宿老というべき高齢であった。このためか、現存史料の上には、ほとんど姿をあらわさない⁽²⁾。又、あえて編纂の契機について憶測を加えて、室町幕府開創期に幕府の裁判機構を掌握した足利直義の求めに応じたと考えるのはうがちすぎであろうか。

ここで先の本書所収決断所牒について考える。まず、この牒原本の所蔵者が松田氏であることは疑いない。次に、松田氏と本書編纂を関連づけることができるか。この場合、松田貞秀あたりが考えられるが、貞秀の活動時期からみて、無理であるし、松田数秀が本書を入手したのは文明年間であった。また、決断所衆百余名の中に松田一族は一人として見い出せないのも事実である。ましてや松田の編纂とすれば、「自太田流、相伝類跡」の語句が理解できなくなる。以上のことから状況判断すれば、おそらく太田道大が同僚奉行人津戸道元との関係⁽³⁾において、決断所内に伝存されていたこの牒の案文を入手し、「建武記」に採録したと考えられ、牒の所有者松田氏と編纂との直接的関係は想定しがたい。押紙は本書成立後の追加であろう。

以上を要するに、文筆の家として鳴る太田氏出身の道大が、自家の立場と地位を活用して、建武政権に関する文書・記録（特に法制関係）を収集し、南北朝初期に本書を編纂したが、同家の零落後は同族の町野氏に相伝された、と結論する。

三 雑訴決断所の条規

「建武記」の活字本は『群書類従』に収められ、利用に供されているが、誤脱が多く、『大日本史料』採録のものが比較的よい。本稿では、内閣文庫本と校合を行ったものを用いた。

本書は「建武記」と題するが、収載記事は建武元年から延元元年に亘っている。記事はほぼ年代順に配列されているが、錯簡がみられるため、まず正しい配列に直す作業が必要なのことは言うまでもない。行論の都合上、上横手氏の分類に従って記載記事の概要を掲出する。

	年	紀	事	項	備	考
(イ)	「建武二」と注記		条々		「本領安堵事」以下十ヶ条。	
(ロ)			於決断所可有沙汰条々		八ヶ条。うち二ヶ条は関東成敗のこと。	
(ハ)			奥州式評定衆・引付・諸奉行交名		二十七名。兼帯あり。	
(ニ)	元弘四年（正月カ）		関東廂結番事		三十九名。六番構成。	
(ホ)	建武元年三月十六日		建武元三十六月蝕事		亮禪あて後醍醐天皇繪旨と亮禪の請文。	
(ヘ)	建武元年三月十七日		官宣旨		諸国諸庄園の檢注を停む。	
(ト)	建武元年三月二十八日		改錢事		乾坤通宝	
(チ)	建武元年五月七日		武者所輩可存知条々		十一ヶ条。うち「諸国一二宮事」「同国分寺事」は決断所条規か。	
(リ)			恩賞方番文		四番構成。十七名。	
(ヌ)			記録所寄人交名		十一名。(イ)参照。	

(ル)	建武元年五月十八日	雑訴決断所条規	十ヶ条。訴訟の手續・細則。
(リ)	建武元年十月九日	後醍醐天皇宣命・任槐節会参仕人	
(ロ)	建武元年十月十四日	北山殿御笠懸射手交名	十名。
(ハ)	建武元年十月 日	諸国庄園郷保地頭職以下所領等御年貢事・雑訴決断所牒	「員數事」以下四ヶ条は事書。
(ニ)	「建武二三一」と注記	大番条々	七ヶ条
(タ)		陣中法条々	五ヶ条
(イ)		於陣中可加制止条々	十ヶ条
(ウ)		伝奏結番	四番構成。二十名。
(エ)	建武二年三月十七日	記録所被定下寄人結番事	五番構成。二十一名。
(オ)	「建武二年二月日」と注記	決断所条々	五ヶ条
(カ)	建武三年二月 日	請被加大將軍号状	延元々年四月二十六日鎮守大將軍御教書（相馬文書二）は「大」字認可後の比較的早い実例である。
(キ)	建武三年二月 日	定律所番事	四番構成。十三名。
(ク)	「元年歟」と追記	二条河原落書	おそらくは、建武二年の成立ならん。
(ケ)	延元々年四月 日	武者所結番事	六番構成。六十五名。建武三年二月二十九日、延元改元。
(コ)	建武元年四月七日	雑訴決断所牒	安芸国衛あて。同国志道村を松田性秀に渡付。
(ノ)		清原元定の奥書	文明年間か。

全体を通して、記事の特徴として挙げられることは、ほぼ編年に並べられていること、建武元年～三年の建武政権下の諸法令と結番交名が主たる内容であることである。法令はそのほとんどが雑訴決断所に関する条規であり、それ

らの分析を通して、政權下で最も重い役割を果たした決断所の機構的整備の進展過程をたどりうる。又、決断所の条規が、建武政權の施政の法的側面での屋台骨であつてみれば、それは政權そのものの展開の経緯にまでおし及ぼされる性質のものといえる。

個々の記事は、末尾に年次を持つものが多いが、全くこれを欠くもの（回・ハ・リ）・（ヌ・ハ・リ）・（ヌ・ハ・リ）・（ハ・リ）・（ハ・リ）も混在しており、後二者については追記にまどわされることなく、内部徴証によつて、年次を推定するしかない。

決断所の条規に係るものは、（イ）・（ロ）・（ハ）の中の二カ条・（ハ）・（ホ）である。従来の研究では、まず、決断所の構成と機能について初めて比較的まとまつた專論を披瀝した阿部猛氏は、『大日本史料』の配列（これは追記の年次をそのまま採用）に従つて、三つの発展段階の形でとらえ、次のように整理した。⁽¹⁴⁾

（a）建武元年正月の条規（ロ）及び（イ）の二ヶ条「諸国諸庄園狼籍国司・守護注進事」⁽¹⁵⁾

（b）建武元年五月の条規⁽¹⁶⁾（ハ）

（c）建武二年の条規（イ）・（ホ）

以下、（イ）・（ロ）・（ホ）・（ハ）の順（実はこれが成立順序）に、個別的に考証を加え、成立時期を推定してゆきたい。この条規を考える前に確認しなければならぬのは、個々の条規の制定の時期は、本来「綸旨万能」を建前とする後醍醐天皇の親裁權に属した權限の、決断所への委譲の時期を意味するということである。

（一）

（イ）と（ロ）は、内容面からみて同一に論じてよいと考えられるので、一括して論ずる。

（イ） 条々 建武二

(1) 一、本領安堵事

開闢餘流并累代相伝之仁、無故被収公者、被尋究文書道理、可有勅裁、雖帶根本券契、相承不分明者、不可及沙汰、文治・建久以來恩賞地、知行令中絶者、同非沙汰之限、但其人若為要須者、宜在臨時聖斷、

(2) 一、当知行地安堵事（本文略）

(3) 一、非罪科輩当知行地、被充行他人事（本文略）

(4) 一、今度没官地代官職安堵事（本文略）

(5) 一、没官地等内、以一村一名、或寄附寺社、或譲与諸人、称各別相伝事、

高時法師一族以下、朝敵之輩知行之地、悉没官之上者、不可依與奪之遠近、可為没官之内、但件族相伝以前之領主子孫、帶各別相承之所見者、同本領安堵之法、

(6) 一、朝恩地等混乱事（本文略）

(7) 一、領家・地頭所務事（本文略）

(8) 一、綸旨遵行事、

於建武以後 綸旨者、輒不可有改動之儀、若有子細可被改者、被載其趣於 綸旨、可被仰国司・守護等、（下略）

(9) 一、不遵行 勅裁、致濫妨事（本文略）

(10) 一、諸国諸庄園狼籍国司・守護注進事（本文略）

(ロ) 於決斷所可有沙汰条々

(1) 一、所務濫妨事、

(2) 一、領家・地頭所務相論并年貢難濟以下事、

(3) 一、下職以下開発餘流并帶代々上裁鬱訴事、

自餘者可為本所成敗、

(4) 一、本領安堵事當所并記録所
可任縣人之心

(5) 一、諸国々司・守護注進事、

關東十ヶ国成敗事

(6) 一、所務相論并年貢以下沙汰一向可有成敗事、

(7) 一、所領并遺跡相論異重事者、執整訴陳、可為注進事、

(8) 一、訴論人或在京或在国者、就訴人之在所、可有沙汰事、

已上被押決断所也、

(ロ)に含まれる「關東十ヶ国成敗」⁽¹⁷⁾鎌倉府の所轄事項(第六・七条)を除けば、両者は内容的に対応していることか

ら、(ロ)は(イ)の諸条がすべて成立した時点で、事書をまとめ、付随事項を加えて、決断所に布告したものである。

(イ)の第一条について、佐藤進一氏は建武元年三月ごろの成立とみた。⁽¹⁸⁾これより先、笠松宏至氏は、「文治・建久以

来云々」の部分に関連して、建武元年四月の一注進状に「如今御事書者、文治建久以来武家恩給之地、知行中絶者不

可沙汰云々」(「東寺百合文書」⁽¹⁹⁾系)なる文言があることに着目し、(イ)の条々がすべて建武元年の立法であるか、少く

とも二年以前の法規を含めて集めたものであるとの意見を提出した。⁽¹⁹⁾これはよい着眼であり、「建武記」の記事に

付された付年号が全く信頼できぬことが明らかとなり、改めて、各々の記事の年次比定が基本的問題として提起され

ることになった。

(イ)の第二条は、先に一同宣旨(元弘三年七月末發布)によって、高時法師党類以下朝敵与同の輩を除く士卒民庶の当知行地を安堵しているので、決断所では重ねてその沙汰に及ばない、つまり、地頭御家人層の安堵は国衙レベルで行

うが、本文中にみる如く、「依非分之妨、不全管領之由、愁申」す者に対しては、特別に決断所でも行うというものである。当知行地安堵を内容とする牒は、管見のところ、建武元年三月廿五日付（「詫摩文書」）のものが最も早い。この事実は本条成立の時期を考える際、ひとつのめやすとなる。

(イ)の第五条は、北条高時与同人の知行地没収と没収領の本主への返付についての規定である。笠松氏はつとに第一・五条に着目し、闕所地に対する本主権について論じた。⁽²⁰⁾ 発布の時期を考える上で、「相良家文書」元弘四年正月日相良長氏申状が参考となる。その事書に、

欲早被経御奏聞、依本領安堵法、任證文理、如元被返付、肥後国球磨郡人吉莊半分地頭職、相州禪門^{○北条}押領地事、とあり、この申請が「本領安堵法」、つまり(イ)の第一条に依拠した事実は、第一条及び二条の成立の時期を建武元年正月まで遡らせうることを示している。

(イ)の第八条は、建武以後に出された綸旨は、たやすく改動してはならない。もし改める場合は、その理由を綸旨に載せて管国の国司・守護に仰せよ、という規定である。この条について、佐藤氏は、(一)建武政権自身が元弘三年の綸旨には誤の多いことを認めた、(二)「大徳寺文書」建武元年四月十一日綸旨（同年二月七日に、誤って大徳寺領信濃国伴野莊内白田原郷を恩地に宛てた綸旨を召し返し、同寺に返付するという内容）を、この法令の適用とみなし、制定の時期を建武元年三月ごろ、とした。⁽²¹⁾ 妥当な理解であろう。

何よりも注目すべきは、この法令が、元弘三年＝建武政権成立以来の政策の混乱を部分的にはあれ、收拾する意図に発したと思われる点である。この傾向は(ホ)の第五条「蒙 勅裁輩事」にも表われるが、この条については後述。

(ロ)の中で興味深いのは、第四条「本領安堵事<sup>○当所并其屬所
可任訴人之心</sup>」、つまり本領安堵に関する申請先は、訴人の意志に任せて、決断所・記録所いずれでもよいという規定である。この規定は通常建武政権機関の所轄区分の不明確性を論ずる時、ひきあいに出される。牒の実例についてみれば、本条は当知行地安堵を主体としたこと、安堵の対象はすべて地頭御

家人層であることが知られる。一方、記録所を制度的基盤として発給される綸旨による所領安堵の場合を検索すれば、主に本所・領家層（寺社権門）を対象とし、又、地頭御家人層を対象とする分を含んでいる。つまり、地頭御家人層の当知行地安堵の側面で、両機関は重複する機能を果している。²³しかし、実例に即して子細にみれば、この重複した部分は、建武元年五月頃を境として一元化され、綸旨による安堵は、本所・領家層を当事者とする場合に限られる傾向を呈している。このことは機関の管轄区分の変動を考える上で注意される。

(二)

続いて(ホ)に移る。全文は次のとおりである。

決断所条々 建武二年二月日

(1) 一、文書支配事、

糺明方々奸訴並前後転変、為目錄部類、所定国奉行也、可渡遣文書於一所也、

(2) 一、召整訴陳狀、擬及対決事

付、散状利米難於至極事、

為止訴人之煩、留置文書、本奉行可令申沙汰、經一決是非之後、可付渡国奉行方、但於篇目者、先一国分悉載目六、可注進子細、

(3) 一、牒狀事、

先日遵行分、本新領主所領之名字、書副目錄、可付渡之、国奉行請取之、勅裁之有無、施行之趣、云以前、云向後、可注置之、

(4) 一、国奉行退座事、

有其憚者、引付目錄之後、可渡他人、

(5) 一、蒙 勅裁輩事、

縦雖賜 綸旨、未帶当所牒状者、相触子細於国奉行、可被書入彼目錄、向後者、勅裁日限過三十ヶ日、無左右不可成牒状、宜經 奏聞、又無牒者、不可遵行之、不可沙汰付下地之旨、可仰国司・守護哉、

此条々不被施行之、訴人違於歟、不可説く、

この条々で問題となるのは、(一)成立年次、(二)末尾の一文の吟味、(三)国奉行の三点であろう。

成立年次として、付年号「建武二年二月日」が正しいか否かは、内部徴証によつて自ら判明するので(二)の点から論じよう。この一文は用字に誤脱があり、又、原史料にあつたにしては記載の仕方が不自然である。おそらく、後筆であろう。(※)を建武二年二月是月条に配列した『大日本史料』は、頭注に「此条々ハ施行セラレズ」と要約した。⁽²³⁾ところがまさに施行された形跡が存する。

第五条は、たとえ勅裁(綸旨)を蒙つていても、決断所牒を帶びざれば、下地を遵行してはならないことを国司・守護に命じたもので、あわせて牒発給の手続きを定めている。建武政権の政治過程において、この規定のもつ意味は大きいと言わねばならない。まず制定時期を推定しよう。

「円覚寺文書」年月日欠円覚寺雑掌^{契智}申状案⁽²⁴⁾は、このことに迫りうる稀有の史料である。今、行論上必要な事書のみをあげる。

円覚寺雑掌僧契智申、

欲早任 綸旨・国宣、如元可沙汰付寺家雑掌旨、可被成施行由、雖申守護新田左馬権頭、可申成牒旨、返答上者、為御沙汰被仰下、当寺領越前国山本庄事、

(傍線筆者)

円覚寺雑掌契智が、綸旨(建武元年二月廿六日付)・越前国宣(同廿八日付)を副えて、下地の遵行を当国守護新田義貞に要請したところ、守護方からは決断所牒を得なければ遵行できないと返答してきたので、決断所に対して牒の下

付を申請したものである。この契智の申請は明らかに、本法令の適用と言ひ得、又、申請の時期についてみれば、これに対して建武元年三月廿四日決断所牒⁽²⁶⁾が下付された事実から推して、建武元年三月はじめごろということが判明する。同時に(ホ)全体に付された「建武二年二月日」の注記は全く信頼できないことが確認された⁽²⁷⁾。

次に決断所の訴訟審理における「国奉行」の存在が問題となるが、これは今のべた第五条と密接な関係にある。建武政權関係史料のなかで「国奉行」なるものの所見はこのみで、職制の特質・活動の実態を他の史料によって比較検討できないうらみを残すが、一応この個所の規定に従って機能を要約しよう。

「国奉行」は何の目的で、どこに設置され、どのような役割を果たし、更には建武政權の政策史上、いかなる意味を持ったか。まず設置の目的は、「糺明方々好訴并前後転変、為目録部類」、即ち、訴訟人の奸訴や訴訟内容の変転を糺明して、目録部類を作成するためである（第一条）。設置場所は、やはり決断所内部とみる方が自然であろう。決断所沙汰終了後、「国奉行」は訴陳状を受け取る。篇目については、先に一国ごとに目録に載せ、子細を「国奉行」に対して注進する（第二条）。以前に決断所で審理をし、牒を下付して遵行した分については、決断所の本奉行人が本新領主所領の名字を目録に書き副え、これを「国奉行」に渡す。「国奉行」は、当該件について勅裁の有無、施行の状況を注し置く（第三条）。要するに「国奉行」は進行中の訴訟のために、或いは将来起るべき訴訟に備えて過誤なき様、関係文書を整理審理した。又、対決の場に参画することもあつたらしく（第四条）、役割の上から言えば、決断所の奉行人の中から選任されたと思われる。「国奉行」という職称は、職務内容が国単位である点によるものであろうか⁽²⁷⁾。

綱旨を受けていても、牒を得ないと遵行できないとする第五条の規定は、施行はされたが、在地の情勢は必ずしもその受容を許さなかった⁽²⁸⁾。条規の政治性については後述。

(三)

次に(イ)の第十・十一條について。これは「武者所輩可存知条々」十一條の中に含まれており、年次は建武元年五月七日とされるされている。この二條条について『大日本史料』の編者は「恐ラクハ、決断所ニ係レル制ナルベシ」と注記している。⁽²⁹⁾ 研究論文としては黒田俊雄氏の專論があり、建武政權の宗教政策の観点から、注目すべき分析が加えられている。⁽³⁰⁾ しかし、なぜ西日本(主に九州)に諸国一・二宮本所・領家停廢の実例が集中しているのかななどの問題を残しているが、ここでは成立時期を確認するのみにとどめたい。

建武政權によって本所・領家の号を停止された諸社の一つ、阿蘇社の文書に次の史料が収められている。

①後醍醐天皇綸旨

肥後国甲佐・健軍・郡浦等三社、止本家・領家之号、付本社、可令管領者、天氣如此、悉之、以状、

元弘三年十月二日 式部少輔(花押)

阿蘇大宮司館

②宇治惟平契状(建武元年七月十九日)

ひこのくに^(肥後国守富)もりとみのしやうの事、

(中略) いま神明^(宇治)そうきやうの御よに、一二のミや御^(興)こうきやうのあいた、かうさのミやハ、^(甲佐宮)たうこくの二のミやにて御わたり候へハ、しやけの御ちうちとして、御^(重事)そうもん候て、御あんとのときハ、さねす^(安堵)ミのけいやくにまかせて、もりとみのしやうのそたうまい、まいねん^(所当)ニはんふんお、^(辛分)けたいなく、えいたいをかきりて、しやけにさたをいたし候へく候、(下略)

①は、後醍醐が甲佐・健軍・郡浦三社の本所・領家職を停め、社家の管領に移すことを阿蘇大宮司惟直に伝えたも

の、②は、肥後国守富庄の伝領の経緯を述べ、「一二のミや御こうきやう」令に任せて、天皇に奏聞し、甲佐社領として安堵を得ようというものである。①で論旨を受けながら、九ヶ月後②で安堵を請うのは一見不整合のようにみうけられるが、この安堵申請は、直接的には黒田氏のいう、本所停廢策の二段階のうち後の「一般的な諸国一・二宮本所停廢の方針」⁽³¹⁾（即ち本条「諸国二宮事」）に触発されたものであろう。従って、本条を建武元年五月七日の制定とみて不自然ではない。又、この二ヶ条が「武者所輩可存知条々」の中に収められたのは、本来別個に出された法令が何らかの事情で一括記載されたのであろう。

四

最後に④の建武元年五月十八日条規十ヶ条について述べる。これには年次が明記されており、内容はいずれも決断所の訴訟に関する手続法である。条規の解釈は阿部・笠松両氏が試みているので、それらを参考にして、特質を論じたい。

○第二条「出対難波輩事」

阿部氏は「在京のもので廻文三ヶ度に及んでも訴人と対決しない論人がある場合は文書のみで審理する」と解釈し⁽³³⁾、笠松氏はもしこれに従うならば、「召文難波に対して理非に拘わらず訴人の申請に任せて成敗すべしとする鎌倉幕府法（追加法³⁴）の原則と大きな隔りがある」と述べ、阿部氏の「決断所の訴訟法は、多く鎌倉幕府のそれを継承したもの」という結論に疑義を挟んだ。笠松氏の批判はつまるところ、建武以前の公家訴訟法との関係をも吟味せよという点にあるが、これは全く首肯できる。

出対難波について、本条と比較検討できる建武以前の公家法は残念ながら管見に及んでいない。しかし、時期的にやや下った暦応三年五月十四日制定の難訴法条々⁽³⁵⁾（「仁和寺文書」）の中に、かろうじて参考記事をみいだせる。

此事被改直歟、^{以一方尋聞、可注進之歟、}
一、論人出對難法及兩度者、可被止所務、其後猶不參決者、不可及再往之催促、可被付敵方、於訴人者、可被弃捐訴訟事、

これは、論人が二度出對を洩つた場合、まず所務を止める（この部分は傍書のように、「一方の尋聞をもって注進すべし」と改められた）。その後なおも参決しなければ、もはや催促は行わず、係争地を訴人に付ける。訴人が難決したら訴訟を棄捐する、というものである。傍書の改正事項「以一方尋聞可注進」は本条の「不参決者、就奉行人之注進、有評定」の部分と対応する点に注意せねばならない。

本条の規定では、奉行人の注進について評定を行った後、召次（これは決断所の難仕であろう）と両奉行人の使者を当該人の許に派遣し、その注進状をもって「重経評議、可有裁定」とある様に、いま一つの手続きを踏むやり方である。北朝文殿難訴法への継受の事実から推測すれば、本条は公家法の流れを汲むものといえよう。

なお、「在国輩」については、国司・守護に牒を下し、論人を召喚した。参洛しない場合は、評定日に国司・守護代官を決断所に召し、事情を聴取した。³⁶

又、召決に関連して、第十条に「諸国行程事」を規定し、³⁷あわせて「判待日数」を定めた。「判待日数」とは、おそらく最終回（第三回目）の召喚の際上洛した訴人が、論人の参對を待つ日限のことであろう。つまり、「諸国行程」（参洛に要する日数）をすぎて、「判待之日数」の期間に、決断所では先にのべた訴訟手続を経て、裁定を下したのである。 「判待」に関しては関係史料が残存している。「市河文書」建武二年八月十四日決断所牒（信濃国守護所宛）に、

（前略）就所司等之訴、欲被召決兩方之處、如意寺僧正雅掌令遁避數箇度出對、終以不及参決、此上判待之法頗似無盡期歟、早可點置論所（下略）（傍線筆者）

とみえる。ここでは「判待之法」と表現している。「判待日数」は論人にとってみれば実質的な参洛の最終的なタイム・リミットでもあった（このことは論人の在所の遠近によって日数の差があることによってもうかがわれる）。日限を過ぎた

ら論所を點置する。おそらく第二条の「可有裁定」（在京輩の場合）・「可有沙汰」（在国輩の場合）とは具体的には、この論所點置を意味するであらう。

○第三条「訴陳日数事」

本条はやや重要であるから全文をあげる。

不可及訴陳之由、先度雖被定其法、對問之時、或互帶證驗可審察事理之煩、或事涉疑似、旁區斷後訴之輩、^{（同力）}於雜務者、召整訴陳、可有沙汰、『尋下訴狀之後、十五ケ日不弁申者、可被點置論所、其後難洩及十箇日者、可被裁許訴人、々々又遁避重申狀過十ケ日者、可被弃捐訴訟、至于糺斷事者、召置兩方同時事書、可被斷定矣、

この条は、訴陳狀の提出についての規定で、内容的には二つの事柄を含んでいる（区切れ目に「印を付して示した」）。即ち、（一）訴陳を終え対決に及んでもなお訴陳狀を提出する輩について、（二）訴陳狀提出の期限についてである。この条の大綱は、北朝訴訟法に継受される。

（一）については、少しく比較検討できる史料が残存しているので、年代順に列举する。

① 雜訴陳狀日数事、

仰、不可過三十ケ日之由、嚴制先訖、動送居諸、徒費帑筆、自今以後於如此之輩者、可被止知行事、（弘安八年十月）^{（39）}

② 陳狀日限過廿箇日者、可止所務事（正応五年七月）^{（40）}

③ 陳狀廿ケ日中可被進候、若過廿ケ日者、可被止所務之由、被仰下候也、（正安三年三月）^{（41）}

④ 陳狀過廿ケ日者、可被止所務、被止所務之後、過十五日者、可被付敵方事、（延慶二年四月）^{（42）}

⑤ 必定訴陳日限

右、同宣奉 勅、下訴狀之後、廿箇日中不進陳狀者、可被止所務、止所務之後、過十五箇日猶不及陳答者、可被

裁許、訴人重訴狀、過三十箇日者、可停止訴訟、(元亨元年四月)⁽⁴³⁾

⑥訴陳日數可為廿ヶ日旨、可令存知給也、(元徳二年七月)⁽⁴⁴⁾

⑦⁽⁴⁵⁾□狀過廿箇日者、可被止所務、被止所務之後、過十五箇日者、可被付敵方、(曆応三年五月)⁽⁴⁶⁾ (傍線筆者)

石井良助氏は、「問狀違背」の制は公家法独自のもので、これが室町初期になってから武家に伝来したことを指摘した。⁽⁴⁶⁾ ⑥と⑦の間に本条の記事を入れて年代順に一瞥すれば、公家法において訴陳日数制が漸次整備され、しかも日限が短くなっていることがわかる。この傾向は建武政権に至って極点に達し、続いて北朝にあっては、元の形態に戻っている。これら一連の史料は中世公家政権の政治に対する意欲と姿勢の変遷を如実にあらわしている。

本条の、訴狀を尋ね下した後、十五日以内に陳狀を提出しなければ、論所を點置し、その後十日間、猶も難決すれば、訴人の勝訴とする、という規定を実際の施行例に即して見よう。「到津文書」建武元年十月日宇佐公右目安案に次の記載がある。

(前略)

右、公連文書抑留之段、度々言上畢、而先御奉行正親町大夫判官章有之時、去七月四日乍請取本訴狀、迄于数月不及散陳之間、以違背之篇、可有御沙汰之旨、捧小申狀之處、如去月八日御廻文者、来十八日以前不進陳狀者、任被定置之法、可有其沙汰云々、雖然公連尚以違背之条招其咎歟、(下略)

建武元年十月 日

宇佐公右は同公連の文書抑留を決断所へ提訴した。論人の公連は訴狀を七月四日に請け取ったのに、陳狀提出を数

(建武元年)

月間難決したので公右は申狀を捧げたところ、九月八日決断所は、十日以内に陳狀を提出せよという廻文を公連に発した。ところが十月になっても公連は一向に陳狀を提出する気配はなく、公右はこの月再び申狀をしたためる。この申狀を受けた決断所は、建武元年十月廿四日再び陳狀提出を公連に命ずる。この一連の訴訟手続から判明すること

は、(一)訴状を請け取って規定の十五ケ日をはるかに越す難渋答を犯しても、論所が點置された形跡はない。(二)廻文では規定どおり十日の日限が遵守されている。(三)論人に対しての決断所廻文の発給は、規定によって決断所が自動的に出すのではなく、訴人自らが申状を提出することによって引き出す性格のものであった。四条文には廻文に関する規定はみえないのに、實際は三度に亘って廻文が発給されている、等々である。陳状提出の廻文発給が(四)の第二条にみえる出對難渋の規定に準じたと思われる、更に決断所の沙汰は訴人の在所についてなされる(四)の第八条)ことからして、この一件は訴人公右が在京していたため、「在京輩」に関する規定が適用されたのであろう。従って、本条の規定はおそらく「在京輩」に関するものであり、「在京輩」の場合はこれと自ら異なる規定が存在したであろう。

○第八条「当所論人無左右、不可直訴記録所事」

云記録所、云当所、可有沙汰条々、已被定其法畢、若有參差事者、当所庭中并越訴之時、可申所存、沙汰未断之最中、於令直訴之輩者、注置訴人之名字於当所、雖為理訴、三ヶ月不可及其沙汰乎、

阿部氏は「一事件について訴えが出された場合、「沙汰未断」のうちに論人が記録所に訴えることは禁止される」と解釈した。これは文脈から考えて訴人に関する規定であろう。先に(四)の「本領安堵事」を論じた際、建武元年五月頃を境として、記録所と決断所は各々管轄区分を明瞭にし、地頭御家人層の所領安堵は専ら決断所の所轄となったことを述べた。本条もこの機構改革に端を発するものと考えられる。地頭御家人層の所領・所務に関する係争一般は決断所内で処理する方針がここで明らかに打ち出されている。『梅松論』^{本郷}にいう「大儀においては記録所において裁許ありとは、まさにこの時期以降の記録所の所轄を意味するものであろう。」「遠野南部文書」建武元年四月日南部師行申状案にみる「(前略) 仍被經決断所御沙汰之後、於記録所被召決、任面々当知行可令安堵由、被仰下了、(下略)」のようなケースは、機構改革前における最後の一例といえよう。

四 所領安堵・遵行の方式

鎌倉幕府を倒壊に追い込み、「明王聖主御代」現出の原動力となった諸勢力はそれぞれの要求をかけた新政権の法廷に雲霞のごとく参訴した。誕生もない新政権はこれらの要求に対応しつつ、新たな支配体制を構築する課題を負っていた。

ここで、所謂「所領個別安堵法」と「諸国平均知行安堵法」（「一同の法」、元弘三年七月末発布）の二法令が問題となる。解釈の仕方によって建武政権の性格評価に大いにかかわってくるこの二つの法令は、まさに後述の第一期混乱期に属する。法令の性格については、すでに黒田俊雄氏が従来の研究を的確に整理し、新たな視角から注目すべき見解を提出した（「建武政権の所領安堵政策について——一同の法および徳政令の解釈を中心に——」赤松俊成教授
没後追悼記念『国史論集』昭和四十七年十二月、所収）。詳細は黒田論文を参照されたいが、氏の所論の一つの柱は、「一同の法」の中にみえる、闇かるべき「此法」を「個別安堵法」や「旧領回復令」などの法令とはみなさず、「過日の便宜のないし慣例的な方式」と解した点である。氏はそこに、建武政権に一貫する当知行保護の基本的立場を確認した。私もこの説に賛同するものであるが、気付いたことを一つだけ付加したい。

氏は元弘三年十月五日陸奥国検断事書（「結城文書有造
館本」）に依り、『金剛寺文書』同年六月十五日宣旨が禁じているのは「護良親王の令旨による濫妨等々のことを指す」と説く。このことは『高野山文書』宝暦
十九年月日欠丹生社神主恒信申状によって更に裏付けられる。これは、恒信が社領和泉国麻生郷を安堵する論旨を申請したものだ、その年次については、文中に「去閑二月」とみえ、又裏に「奏聞畢」と証判を加えた高倉光守は藏人と考えられる（『職事補任』によれば光守の藏人在任期間は元弘三年月日同十年十月六日）から、元弘三年と判明する。最も注目すべきは、恒信が当郷知行の由緒を語るくだりに、

当郷者、（中略）為社領知行無相違之處、去年三月頃、竹院慶性房号賜 宮令旨、致乱妨狼藉、（中略）就中於

宮令旨者、可被寄破之由、被定仰出上者、何限當郷、可及乱妨哉、（傍線筆者）

とあることである。つまり、護良親王の令旨はこれを破棄することが、後醍醐によって定め仰せ出されていたことが知られる。後醍醐の隠岐配流中、倒幕運動の中心的存在であった護良は、元弘二年中に限ってみれば、主に軍勢催促・祈禱命令を内容とする令旨を多数発給している。とりわけ後醍醐が破棄したのは、所務関係の令旨であろう。この史料所見は、記載内容といい年次といい、元弘三年六月十五日宣旨の性格についての黒田氏の見解を支えるにふさわしいものである。

本稿の主題に即していえば、黒田氏が明らかにした建武政権の当知行保護の方針の具体的実行はその大部分を「一同の法」によって地方行政単位＝国衙機構に負荷した。諸国地頭御家人層の当知行地を安堵する国司の証判や国宣の発給はこの法に基づく。しかし、尚も天皇の親裁権の内にとどめられた一部分は、やがて決断所に持ち込まれるのである（建武元年三月頃）。

建武政権の支配機構の構造的特質の一つは、裁決事項の執行の仕方にあらわれている。ここで、当時の実例に即してそのことを考えたい。

建武政権下において、所領の安堵・遵行の目的で発給される文書を、その機能の上から整理すれば、次の四つの組み合わせができる。

- ① 後醍醐天皇綸旨
- ② 一同の法
- ③ 雑訴決断所牒
- ④ 後醍醐天皇綸旨＋雑訴決断所牒

＋国宣・守護施行状

後醍醐の当初の目算では①のみで事足りたはずで、これは又、彼の目指す体制を象徴するものであったが、やがて②、そして③・④の方式を許さざるを得なかったところに専制体制樹立の限界と、地頭御家人層の諸要求とが端的に表われている。繪旨の機能は勅裁という名のみで、遵行の実を伴うものではなく、牒もこの点では繪旨と同様である。遵行のためには、いずれも国宣を申請・獲得せねばならなかった。⁵⁰ 繪旨遵行のためには牒を運びよという規定(※の第五条)の意図するところは、乱発された繪旨を整理するにであったことが、ここで一層はつきりする。むしろ牒は裁決文書としての繪旨の効力を大幅に削減した。

いずれにせよ、政権の存続は国衛・守護の遵行機能に負うところが大きく、国衛・守護機構の再編に多大の努力が払われたことは言うまでもない。

五 小 結

以上繁雑な考証を重ねたが、最後に条規の配列についてまとめ、あわせて法制定の上からみた建武政権の政治過程を概括したい。

鎌倉幕府が未解決のままに残した寺社権門から士卒民庶に至る所領問題は、元弘三年六月に成立した建武政権の上に重くのしかかってきた。専制体制の樹立に心血を注いだ後醍醐は所務濫妨の停止、本領・当知行地安堵を基本方針としつつ、王朝の伝統的訴訟機関Ⅱ記録所にその処理を命じ、自らも懸命の努力を傾けたが、到底処理できるものではなく、誤審が続出する中、ついに元弘三年九月雑訴決断所を新設するに至る。決断所のこうした成立のいきさつは同時に決断所の性格を規定した。決断所条規(イ)・(ロ)・(ハ)の二カ条・(ニ)・(ホ)の制定の順序はまさに決断所の機関としての整備の段階を示すものと言ってよい。結論として、(イ)・(ロ)・(ホ)は一括して建武元年三月以前の成立、(ハ)・(ニ)は同年五月の制定と、大きく二つのグループに分類できる。しかし、この二つのグループの間を載然と分つ理由と必然性は

見いだせないで、これらは決断所の機構整備に伴った一連の条規とみるべきであろう。即ち、決断所の本格的整備は建武元年に入ってから開始され、同年五月に一応の確立をむかえたといえよう。

このことを所轄内容の面からより具体的にまとめれば次のようになる。所務濫妨の管轄機関として成立した決断所は、建武元年に入って、地頭御家人層の本領・当知行安堵の権限を獲得し、同時に訴訟手続の面においても急速な整備をみる。「綸旨万能」を建前として出発した後醍醐体制の上からみれば、まさにその建前が招いた政策の混乱を收拾し、体制を維持する使命を帯びて、決断所は拡大・発展を遂げるのである。綸旨の効力とその発給母体¹¹記録所の所轄範囲は逆に大幅削減され、体制内の中心的地位に決断所が据えられてゆく。

この延命策は一応の成功を収め、以後しばらくの間、政権は安定期をむかえる。建武政権の政治過程を決断所の活動状況をめやすとして、大まかに区分するならば、元弘三年六月の成立より同年末までが混乱期、建武元年に入って同年五月頃までが混乱の收拾期、それ以降が相対的安定期の三段階に区分できよう。

第三期は相対的安定期と述べたが、あくまでも相対的にであり、一皮むけば、政権の本質に根ざす難題が伏在していた。いままのことを象徴する一例をあげよう。『大徳寺文書』(一)に収められた建武二年八月廿八日決断所牒（紀伊国衙と同守護所あて）に次の記述がみられる。

（前略）盛順^{（建武元年）}捧去年三月廿八日 綸旨、依申子細、先度被成当所牒、大徳寺帯同年九月十五日 綸旨之上者、^{（紀伊）}於当^{（開高家庄）}庄内千住名者、止盛順違乱、如元可被沙汰居寺家雜掌於当名、（下略）

武蔵房盛順は千住名の知行に係わる建武元年三月廿八日綸旨をもって、決断所牒の下付を申請しこれを得た（つまり⁵¹）の第五条「蒙 勅裁輩事」の適用）。その後の大徳寺との当名をめぐる相論で、盛順はこの綸旨と牒を提出し、応訴したが、大徳寺側は建武元年九月十五日綸旨を所持していたため、盛順の主張は斥けられた。大徳寺側が、綸旨遵行の牒を受けた形跡がないのに勝訴したのは、おそらく、「両方綸旨を帯すれば後日綸旨を守る」という、ある面では

慣習性を持つ論理をこり抑的に貫徹したためであろう。これは明らかに裁決する側の自己矛盾としか他に言いようがなく、不首尾はもとより自らが規定した法を無視してまで寺社権門を擁護する立場を固執した建武政権の基本的体質を如実にあらわしている。

本稿では「建武記」の決断所関係法制史料の整理に主眼をおいたため、諸条規の法史的前提や他の交名などにはふれることができなかった。「建武記」所載の諸機関の交名は、建武政権の人的面からみた構造を考える上で大変よい史料である。後日、建武政権の構造と性格について本稿の成果をふまえた別稿を用意する予定であるので、これらのことはその機会にあわせて論じたい。

〔註〕

- (1) 東大史料編纂所架蔵の写本に「建武記并曆不審事」と題する一本があるが、ここいう「建武記」は「建武式目」のことである。
- (2) 『群書解題』十九の「建武年間記」の項(上横手雅敬氏の解説)。
- (3) 龍肅氏「建治三年記考」(同氏『鎌倉時代』上、昭和三年八月、に収む)。なお、川副博氏「永仁三年記考証」(『史潮』50、昭和二年一月)参照。
- (4) 『京都の歴史』10所収の「京都使覧」六九頁。文明年間の松田数秀の史料所見をあげれば、①文明十四 九月二日室町幕府奉行人連署奉書案(『東寺文書』二)②文明十八年十二月十四日同前(「河合正治郎氏所蔵文書」『大和古文書聚英』所収)③室町幕府法₂₇32条、政所方沙汰条目の端裏書・文明十八年十二月)などがある。
- (5) ①文明十八 五月廿九日二階堂政行書状案(『東寺文書』一)②文明十八 六月廿六日室町幕府奉行人連署奉書(「多田神社文書」『川西市史』第四卷所収)。『宣胤卿記』文明13・7・21、長享2・12・2、同3・2・23、同3・3・11、文龜2・3・23の各条にも所見。なお、「朽木家文書」文明十八年二月十三日室町幕府奉行人連署奉書の署名者「左衛門大尉」について、

同文書の包紙ウハ書に「左衛門大尉政行」としるされているし、『九条家文書』^四に(無年次)十一月二日政行書状(『図書寮叢刊』の編者は松田と判断)があるが、いずれも花押の形状、官途に問題がある。

(6) 前掲「京都便覧」。文明期の活動の徴証は『斎藤親基日記』にみえる。

(7) 『統史料大成』10、「永仁三年記」

(8) 「^{前住}住吉神社文書」所収の次の文書は、現時点で管見に及んだ松田性秀に関する唯一の史料であるから掲出する。尚、内容についての考証は略す。

豊前国高来村松田^(平内カ)

左衛門入道性秀跡、任綸旨・御牒・国宣之^(旨可)被知行候也、仍執達如件、

建武二年七月十三日

加賀大^孫

謹上 住吉神社主殿

(9) 群書類従本が道光と作るは誤り。彼は建武政権崩壊後は室町幕府引付奉行人となり、観応年間に奉行を更迭される(「田代文書」観応二年三月日田代頭綱申状、これは足利直義の失脚に伴うものではあるまいか)まで活動の跡を残している。

(10) 松田貞秀も室町幕府の奉行人で、貞治五年(明徳三年)の在職が確認されている(「京都便覧」)。さきの松田性秀との系譜関係は不明であるが、性秀は貞秀の父あたりに位置付けられるのではあるまいか。

(11) 太田道大は、元弘三年結番交名(「比志島文書」)で二番に、建武元年結番交名(『統群書類従』三一輯下)では六番に属する決断所衆であった。「建武記」は道大の名を載せないが、建武元年交名の裏書の記述を考慮すれば、「建武記」が道大と関係することが判明する。ちなみに、元弘三年結番交名三番にみえる「貞^{貞連}連」は太田道大の子である。

(12) 幕府内において、同族の町野が太田を完全に凌駕するのは、残存史料からみて、貞治年間に入ってからと覚しい。

(13) 元弘三年結番交名に太田道大はみえるが(二番、東山道・北陸道担当)、津戸道元はみえない。建武元年結番交名には、兩人ともに四番(山陽道担当)に配置されている。決断所の運営状況を実例に即してみれば、建武元年八月の交名が成立するまでは、必ずしも結番どおり動いているわけではなく、あるいは、同年四月七日のこの時の発給に、道大と道元兩人が何らかのかかわりを持ったことも考えられる。

(14) 阿部猛氏「雑訴決断所の構成と機能」(「ヒストリア」25号、昭和三四年九月)。

(15) この一ヶ条について、上横手氏は前条「一、不遵行 勅裁、致濫防事」と一括しており、笠松宏至氏は明確に(イ)の一ヶ条と見る方がよいとする(「阿部猛氏『雑訴決断所の構成と機能』を読む」・「中世の窓」4、昭和三五年二月)。記事の内容

からみれば前条の補足規定とも考えられるが、記載の形式からみて、私は笠松氏の見解を採った。

- (16) 例の中の二ヶ条「諸国一二宮事」・「同国分寺事」も建武元年五月の制定であるが、これについては、阿部氏も笠松氏もふれていない。

- (17) 例の体裁については議論がある。「関東十ヶ国成敗事」をも決断所の一ヶ条とみなし、全条（即ち九ヶ条）を決断所の条規とみる説、いま一つは、これを鎌倉府の権限をいえるものとし、以下の第六・七・八条の三ヶ条を鎌倉府の所轄とみる説である。詳細は省略するが、私は後説に従いたい。ただ第八条は、京都の決断所の条規とみる方がよからう。鎌倉府の権限規定が、決断所のものと一緒に布告されたのは、指摘されている如く、鎌倉府が制度的には決断所の出先機関的な形態をとっているからである。

- (18) 『南北朝の動乱』（中央公論社『日本の歴史』9、昭和四〇年一〇月）五六頁。氏はその論拠を明示していないが、(イ)の第八条をも同時期とみなす（同書五八頁）点から推測すれば、(イ)の成立を建武元年三月においたと思われる。

- (19) 注例所引の笠松論文三八〜九頁。

- (20) 「中世關所地給与に関する一考察」（『中世の法と国家』所収、昭和三五年三月）。

- (21) 佐藤前掲書五八頁。

- (22) たとえば、詫磨宗直は当知行地肥後国神蔵庄地頭職の安堵を両方で受けている（建武元年三月廿五日決断所牒・同年四月十八日給旨、「詫摩文書」）。

- (23) 『大日本史料』第六編之二、二九七頁。

- (24) 『鎌倉市史』史料編第二 一三七頁。

- (25) 同前一三六頁。ここで一つ問題が生じる。この建武元年三月廿四日決断所牒は、明らかに同年二月廿六日給旨を受けて発給されたのに、文面には「止彼押領、可沙汰居難掌於庄家、者以牒」とするだけで、施行形式をとっていない。一方文字どおり給旨を施行した形式を具備する牒の初見は、管見の限り、下野国衙あて建武元年五月八日付のもの（「茂木文書」）であり、同年半ばをすぎるとこの種の牒が頻出してくる。結論的にいえば、(例)の第五条を法的前提として、決断所は給旨の施行機関たる一性格を濃厚に帯びてゆくが、この二現象はその度合に照応すると思われる。

- (26) 上横手氏は、根拠は示していないが、この注記を恐らくは錯簡、もしくは誤記であるとして指摘した。

給旨を副えて、決断所牒の下付を申請する行為は、その後、頻繁にみられた。具体例をいくつか示そう。①「九条家文書」建

武元年四月日摂津国輪田庄雑掌重申状案、②「伊勢結城文書」建武元年八月日結城宗広代惟秀申状、③「薩藩旧記」建武元年十二月日島津道恵申状案、④「東寺百合文書」建武元年三月日若狭国太良庄雑掌申状案。④については一言付言しよう。これは太良庄雑掌が、二通の繪旨案と一通の国宣を副えて、同庄における若狭直阿等の濫妨を停止するために、重ねての繪旨を請うたものである。果して、この申状に対し繪旨は下されず、若狭国衙と同守護所にあてて、建武元年三月廿七日決斷所牒が下った（同文書）。この事實は、所務濫妨所轄の中心的機関としての位置に、決斷所が据えられたことを示唆している。

- (27) 決斷所での訴訟に關与する奉行には、「国奉行」の他に、「合奉行人」（「山田文書」建武元年六月十七日谷山覚信代教信請文の裏に「合奉行人頼連（飯尾）」・「合奉行人章有（中原）」・「奉行人明成（坂上）」の判が据えられている。但し、これらは注記である点に問題を残す）、「別奉行人」（同の第二条）が存在した。「合奉行」といえば、武家訴訟制度において「訴訟手続に非違なからんが爲に之を監査」（石井良助氏「中世武家不動産訴訟法の研究」八〇頁）した合奉行を想起するけれども、これら三者について論じるための史料が皆無に近く、それぞれ別個のものか、あるいは異称か、全く不明というしかない。

- (28) 『師守記』暦二年秋冬記建武二年二月日湯浅宗元申状に「（前略）貞茂掠賜繪旨、令違背所被定置之法、不帶御牒、相語成真等、追出宗元代官等（下略）」（傍線筆者）とみえている。本条の規定に違反したと湯浅宗元は述べている。

- (29) 『大日本史料』第六編之一、五六二頁。なお、上横手氏は先の解題の中で、この説を踏襲し、萩原龍夫氏は、他からの混入とみた（同氏「中世における天皇親政の問題」・「史潮」42、昭和二十四年三月）。

- (30) 「建武政権の宗教政策―諸国一・二宮本所停廢に關連して―」（時野谷勝教授退官記念会編『日本史論集』昭和五〇年五月）。

- (31) 同右二四六頁。

- (32) 黒田氏は「秩序・儀礼感覚という点で共通するものがあり」、「中世の諸国の一宮と武士との神事奉仕の關係を意識したものと考えられる」と説明した（同右、二四七頁）。

- (33) 阿部氏前掲論文七頁。

- (34) 笠松氏前掲論文三九頁。

- (35) この条々の制定時期について、石井良助氏は『中世武家不動産訴訟法の研究』（四四六頁）において、暦応三年五月十四日

と推定し、更に佐藤進一氏は『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（一九二頁）において、これを確認した。いまひとつこれを支える史料所見として、年月日欠八条院院町訴訟陳状写（『教王護国寺文書』卷一、五七七―八頁）にみえる、

一、如暦応三季五月十五日被定置難訴法事、延慶以来訴訟中絶地、捧往季文書、訴申輩、不可及沙汰（下略）（下略）
という記事をあげることができる。

(36) 「大悲王院文書」に次の文書（未活字）が収められている。

難訴決断所 八番

島津上総入道々鑑

右、有可被仰下事、来廿日可被⁴³。進代官於決断所之状如件、

建武二年八月十二日

難訴決断所召文とでも名付くべき珍しい文書である。雷山大悲王院の造営用途を期限内に究済しなかった島津道鑑（貞久）に対し、その代官の召喚を命じている。手続きの面における決断所の活動を知る一史料といえる。

(37) 「大悲王院文書」建武二年閏十月廿九日決断所牒は、遠国五十日の実例である。

(38) 訴陳回数に関する規定は、管見に入らないけれども、おそらく、公家法の伝統といえる二問二答制を採用したであろう。「仁和寺文書」暦応三年五月十四日難訴法第一条に、「一、□陳可為二問二答、若猶有相残事者、追進二問一答可被許之、二問

答之後、備進具書、一切可被停止事」とみえる。正応五年七月新制第五条参照。

(39) 弘安八年十一月十三日後宇多天皇宣旨（大日本古文書『石清水文書』一五四九頁。）

(40) 伏見天皇の正応五年七月新制第三条。なお三浦周行氏「新制の研究第六回」（『京都大学法学論叢』第一五卷六号・大正一五年六月）五〇―二頁、水戸部正男氏「公家新制の研究」（昭和三十六年一月）二四―一四頁参照。

(41) 正安三年三月十三日坊城俊定奉後宇多上皇院宣案の追而書。『菅浦文書』（上）一一九頁。

(42) 環翠軒貞永式目診解卷五、第三五条。「延慶二四十六被下文殿条々」。石井良助氏前掲書四五―一頁参照。

(43) 「京都大学所蔵文書」元亨元年四月十七日官宣旨第三条。なお、『八坂神社記録』下、二五六―八頁に収む（これには誤りの誤りがある）。

(44) 「東寺執行日記」（元徳二年）七月廿八日東寺長者御教書。

(45) 「仁和寺文書」暦応三年五月十四日難訴法第二条。

(46) 石井氏前掲書四五―一二頁。

(47) 『大分県史料』(1)、一五三―四頁。

(48) 事実、問状違背の咎で論所を點置せよと命じた事例も存在する（「菅浦文書」近江国衙あて建武元年十二月十三日決断所牒）。

(49) 阿部氏前掲論文八頁。

(50) 裁許の後、これを遵行する国宣はどのような手続きで発給されたか。このことを具体的に知りえる史料は乏しいが、「熊谷家文書」にみえる次の事例を挙げよう。

① 建武元年六月十日決断所牒案（熊谷直経に安芸国三入本庄地頭職等を安堵）

② 建武元年七月日熊谷直経申状（決断所牒①に任せて、国宣を下し賜わること申請）

③ 應元七月廿一日安芸国宣（安芸国目代あて。②を認可）

決断所牒①を得た熊谷直経は、これを副えて国宣下付の申請②をし、認可③されている。つまり、一旦牒を受け取り、改めて当人が国衙に対し、国宣を請うた事例である。ちなみに、①②は③の副進文書であるが、③に据えた袖判と、①と②を継いだ継目裏花押の形状は同一で、安芸国司中御門宣明の花押と思われる。この種の国宣発給における国司のかかわりを知る史料として興味深い。

(51) 「香取文書」年次欠事書の中に「(上略)兩方雖帶輪旨、守後日輪旨、国司正守護施行(下略)」とみえる。先日・後日文書の効力を考える上で興味深い文言である。当件とは直接関係がないが参考までに、次の史料をあげておく。

(上略) 爰依為先日沙汰無拠、後日再往有其沙汰被直下之時、被賞翫後日下知御下文者、政道之法也、(下略)（元弘三年十二月日南部郷以下所領訴訟目安状「遠野南部文書」『岩手県中世文書』上、三五―六頁）

追記 本稿を草するにあたり内閣文庫架蔵の写本を閲覧させていただいた。末筆ながら関係の方々に厚く御礼を申し上げます。